

## 「死因究明等推進計画」重点施策の推進状況

法務省刑事局

1 重点施策3**法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備**

関係府省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会（仮称）の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。

**【取組状況等】**

平成26年9月、全国の地方検察庁に対し、都道府県等から死因究明等推進協議会（仮称）への参加等の協力依頼があった場合にはこれに適切に応じるよう文書を発出するなどして周知した。

その後も、継続的に各地方検察庁に対し、地方自治体から参加等の協力依頼があった場合には適切に対応するよう周知するなどしており、死因究明等推進地方協議会の開催状況等を踏まえて、引き続き適切に対応したい。

2 重点施策44**警察等における死因究明等の実施体制の充実**

法務省において、関係省庁と連携しつつ、警察等における死体取扱数の増加に対応し、事案の内容に応じて検視の報告に係る書類作成等の事務を合理化することにつき、検討を進めていく。

**【取組状況等】**

平成25年及び平成27年に、警察庁と連携し、各都道府県警察が各地方検察庁に対して検視の報告の際に作成・送付している書類の内容等に関する実態調査を実施し、その結果を踏まえ、検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化に関して、警察庁、海上保安庁との協議を行った。

また、平成26年から、各地方検察庁における検視等の実施状況に関する調査を継続して実施し、事務の合理化に向けての検討資料として集約している。

いずれにせよ、各庁の現在の運用に混乱を来さないよう各庁の実情を

考慮する必要があり，引き続き関係省庁間で協議を行い，検討を進めていく。

### 3 重点施策57

#### **死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進**

司法解剖等の犯罪捜査の手續が行われた死体に係る死因等については，現在も，刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨を踏まえつつ，可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ，引き続き，捜査への影響，第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ，丁寧な説明に努め，死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。

#### **【取組状況等】**

全国の地方検察庁に対し，死因究明等推進計画を周知した上，死者についての情報を知りたいという遺族等の気持ちに応えられるよう，その要望に応じて，可能な限り司法解剖の所見の結果を説明するなど，丁寧な対応に努めるよう指示した。

その後も各種会議等で周知を重ねているところ，検察当局においては，遺族等に対し，刑事訴訟法の趣旨を踏まえ，捜査への影響，第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ，丁寧な説明を行うよう務めているものと承知している。